

鎌ヶ谷市
高齢者虐待防止対応マニュアル

令和 7 年 8 月

はじめに

急激な高齢化の進展や認知症高齢者の増加を背景に、高齢者やその家族が抱える様々な課題が社会問題化してきたことを踏まえ、平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市の高齢者虐待については、高齢者支援課及び地域包括支援センターが中心となって対応しており、令和4年10月には、市内に3か所ある地域包括支援センターの機能を強化し、後方支援を行う体制を拡充するため、高齢者支援課内に「基幹型地域包括支援センター」を開設し、虐待発生の防止や高齢者の権利擁護の推進を図ってまいりました。

高齢者虐待防止を推進するためには、市はもとより、関係する支援者等が早期に気づき、関係機関と協同し、適切な支援につなげることが重要です。本市でもこれに対応するため、令和3年3月に「鎌ヶ谷市高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、令和5年1月に改訂、さらに今回、再改訂を行いました。

今回の改訂では、虐待の通報以降の対応などを加え、関係機関の皆様に、虐待対応についてよりイメージしていただきやすい内容とするとともに、様式の見直しを合わせて行う等、より現場を踏まえた内容としております。

各関係機関におかれましては、高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応につなげるためご協力をいただいております、お礼申し上げます。今後も、虐待対応について共通の認識を深め、連携を強化するための一助として、本マニュアルを内部研修資料としてご活用いただき、虐待が疑われる場合には、迷わず基幹型地域包括支援センターを含めた各地域包括支援センターにご相談いただきますようお願い申し上げます。

令和7年8月
鎌ヶ谷市健康福祉部高齢者支援課

鎌ヶ谷市高齢者虐待防止対応マニュアル 目次

	ページ
1 高齢者虐待とは	
(1) 高齢者虐待の定義	1
(2) 高齢者虐待の主な種類	2
(3) 防止法について	3
(4) 通報の義務	4
(5) 高齢者虐待の捉え方	5
＊高齢者虐待防止法を理解するための7つのポイント	7
＊高齢者虐待における理解の仕方Q&A	9
(6) 相談・連絡先	1 3
(7) 各関係機関の役割	1 4
2 養護者による高齢者虐待	
(1) 養護者による高齢者虐待が起こる要因	1 8
(2) 養護者による高齢者虐待の類型・具体例	1 9
(3) 養護者による高齢者虐待の対応フロー	2 2
＊「やむを得ない事由の措置」のフロー図	2 3
＊高齢者虐待早期発見のためのチェックリスト	2 4
(4) 認定後の対応	2 5
(5) やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行	2 7
(6) 家族分離の注意点	2 8
(7) 在宅生活を再開するときの注意点	2 8
(8) 養護者支援について	2 8
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待	
(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型・具体例	3 0
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応フロー	3 4
(3) 認定後の対応	3 4
4 高齢者虐待を防ぐために	
(1) 認識を高める	3 5
(2) アンテナを高くする	3 5
(3) 認知症について正しく知る	3 5
(4) ヤングケアラーへの支援	3 6
5 資料	
(1) 各種様式	3 7
(2) 関係法規	4 8

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待の定義

「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「防止法」という。)における主な定義については次の通りです。

ア 「高齢者」

65歳以上の者をさす。

イ 「養護者」

「高齢者を現に養護するものであって要介護施設従事者等以外のもの」とされており、同居や別居を問わず、直接的な介護だけでなく何らかの世話をしている人をさす。(鍵の管理のみでも、本人から頼まれて買い物等をする介護保険外の事業者等を含む)

ウ 高齢者虐待は2つに区分される

(ア) 養護者による高齢者虐待(防止法第2条第4項)

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待(防止法第2条第5項)

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員をさす。

[防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲]

区分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※) 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(防止法第2条第5項)。

<上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応>

「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、上記の限定列举となっ

ています。このため、上記に該当しない施設等については、防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。また、精神科病院に入院している高齢者に関しては、令和4年の精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報すること等が義務となりました。

（2）高齢者虐待の主な種類（5つの類型）【防止法第2条の4】

ア 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
《具体例》

- ・ たたく、つねる、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる
- ・ ベッドに縛り付ける、部屋に閉じ込める

イ 介護や世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置など、介護を著しく怠ること
《具体例》

- ・ 食事、入浴、洗髪、おむつ交換などの世話をしない
- ・ 掃除、温度調整などの住環境を整えない
- ・ 必要とする医療、介護サービスを制限する、使わせない

ウ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
《具体例》

- ・ 怒鳴る、ののしる、脅す
- ・ 子ども扱いする
- ・ 話しかけられても無視する
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動

エ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為を

させること

《具体例》

- ・性器への接触など、わいせつな行為を強要する
- ・排泄の失敗などに対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する

オ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

《具体例》

- ・日常の生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の年金や預金、不動産等を本人の意思・利益に反して使用・処分する

カ セルフネグレクト（自己放任）

防止法の対象外で、虐待の類型には当てはまらないが、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

この状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の課題を抱えている場合も多く、それにより支援を拒否することもあるため、高齢者虐待に準じた対応を行う必要がある。

《具体例》

- ・受診や介護サービスが必要であるのに拒否している
- ・掃除や洗濯等を行わず、食事也十分に摂らない等の支援を提案しても拒否する

(3) 防止法について

ア 高齢者虐待防止の根拠法令

「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(平成18年4月施行)

この法律は、

- ①高齢者虐待を防止すること
- ②養護者に対する支援を行うこと
- ③高齢者の権利を守ること

を目的としており、虐待を行った人に罰則を与えることを目的としたものではありません。

高齢者虐待防止法第1条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

イ 国民の役割

法では国民に対しても国民の責務として、以下の努力義務が規定されています。（防止法第4条）

- ・高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めること
- ・国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止、養護者支援等のための施策に協力すること

（4）通報の義務

防止法では、在宅であっても、高齢者施設であっても「虐待を受けたかもしれない」高齢者を発見した段階で市町村への通報が可能とされています。その場合、本当に虐待であるかどうかを確認する必要はありません（市町村が判断します）。また、通報者（市民や介護従事者）を特定させるような情報漏洩の禁止については、防止法第8条に定められているほか、市職員には守秘義務があり、通報者の秘密は守られます。

これらを踏まえ、「虐待かもしれない」と感じた段階で、速やかに高齢者支援課または地域包括支援センターまでご連絡ください。（P13参照）

なお、高齢者虐待についての情報を第三者（地域包括支援センター等）に共有する場合、個人情報保護法が定める第三者提供の制限の例外として扱われることから、対象者等の了承等は不要とされています。

高齢者に関わる人（介護従事者や市民等）全てが対象です

- ・高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合
⇒ **通報義務**
- ・虐待を受けている様子のある高齢者を発見した場合
⇒ **通報努力義務**

防止法に規定される通報と秘密保持

養護者による高齢者虐待に係る通報等（防止法第7条）

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険性が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定めるほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。

通報者の保護（防止法第8条）

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

秘密保持（防止法第17条第2項）

前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

罰則（防止法第29条）

第17条第2項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

「個人情報の保護に関する法律」における利用目的による制限（第18条）及び第三者提供の制限（第27条）

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（5）高齢者虐待の捉え方

ア 「変だな？」と思ったら虐待を疑ってみる

虐待をしている養護者本人に、虐待をしているという自覚がなかったり、高齢者自身も養護者をかばったりすることもあり、家庭内的高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

しかし、虐待は、どんな場合でも「不自然さ」がつきものです。関わることで見えてくる高齢者や家族の様子、家庭環境等で「何となく変？」と感じたら、虐待の存在を疑ってみるべきでしょう。

イ 「一生懸命介護しているのに、虐待とってしまっているの？」

介護疲れから虐待を行ってしまうケースは少なくありません。「虐待」と言ってしまうといいのかという戸惑いを持つ方は多いようです。しかし、

支援者側が「高齢者虐待である」と判断している事実を、必ずしも高齢者本人や養護者または養介護施設従事者等に伝えなければいけないものではありません。

虐待の対応は養護者に罰を与えることではなく、支援することです。心情的にならずに客観的な事実に基づいて判断しましょう。

ウ 「虐待の自覚はないみたいだけど…」

法では、養護者や養介護施設従事者が「いじめてやろう、虐げてやろう」と思っているかどうか、高齢者本人が「いじめられている、虐げられている」と思っているかどうかは問われません。

つまり、「虐待であると自覚しているか否か」は関係ありません。客観的にみて「高齢者の権利が侵害されている状態か否か」で虐待か否かの判断を行うことになります。

エ 虐待の疑いの段階から支援していくことが大切です

高齢者虐待では、小さな芽のうちから支援の対象として対応することこそが、深刻な事態を防止します。虐待を疑ったら、早めに各地域包括支援センターや市（基幹型地域包括支援センター）にご連絡ください。

オ 虐待なのかどうか間違っている構いません

「これって虐待？」と思いながらいつまでも通報を控えていると、高齢者の権利を護るために必要な支援が行われないまま時間が経過してしまいます。

虐待ではないかもしれない、または虐待かどうかはつきりしない場合でも、必要支援は随時行っていくことが必要です。虐待の有無の判断は市（基幹型地域包括支援センター）が行いますので、確固たる理由がなくても「虐待かもしれない」と思ったら、すぐにご連絡ください。

高齢者虐待防止法を理解するための7つのポイント

ポイント1

「高齢者虐待」とは何か、明確に法律に記載されています。(防止法第2条)

○高齢者とは・・・

65歳以上の方を指します。

○養護者とは・・・

高齢者の世話をしている家族、親族、同居人を指します。

○養介護施設従事者等とは・・・

高齢者施設等施設等で勤務等をしている従事者で、入居している高齢者に関わる従事者すべてを指します。

○高齢者虐待とは・・・

「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を指します。

ポイント2

「高齢者虐待」の対応は、各機関が連携して行います(防止法第6条・第9条・第11条)。本市では、市(基幹型地域包括支援センター)と市内3カ所にある地域包括支援センターが、介護事業所等の関係機関と連携して対応しています。

○市(基幹型地域包括支援センター)の役割の例

- ・高齢者や養護者、養介護施設従事者等に対する相談・指導・助言
- ・通報への対応(高齢者の安全確認、通報の事実確認)
- ・高齢者に重大な危険が生じている場合の立入調査の実施

ポイント3

介護している家族(養護者)等への支援が重視されています。(防止法第14条)

○一方的に、虐待をしている養護者(または養介護施設従事者等)を加害者として捉えることは危険です。

○養護者(または養介護施設従事者等)自身も、何らかの支援を必要としている場合があります。

○養護者(または養介護施設従事者等)の負担を軽減するために相談にのり、必要に応じてアドバイスを行います。

ポイント4

高齢者虐待の早期発見・早期対応が重視されています。(防止法第5条)

- 高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられています。この要因をいち早く見つけ、虐待が深刻化する前に対応することが重要です。
- 市民の方には、虐待を早期に発見できる地域づくりのため、高齢者虐待に対する正しい知識と理解を深めていただくことが重要です。
- 介護従事者は、高齢者虐待に気づきやすい立場にあることを自覚し、虐待への正しい知識と理解を深め、早期発見に努めることが重要です。

ポイント5

- 介護従事者は、通報の義務があります。(防止法第21条)
- 介護従事者は、高齢者虐待にいち早く気付ける立場であり、そのことを念頭に、高齢者虐待に気付いた場合には、事業所の管理者に報告、または介護支援専門員に相談するなどの対応を取ってください。

ポイント6

- 介護従事者だけでなく、虐待を発見した方には、通報の義務があります。(防止法第7条)
- 不明な傷やあざがある、適切な世話をされていない等の高齢者虐待と思われる場面を発見した場合には、地域包括支援センターや市(基幹型地域包括支援センター)に通報する義務があります。
 - 上記以外でも、虐待かな?と疑われる場合は、積極的に通報してください。

ポイント7

- 通報者の個人情報適切に保護されます。(防止法第8条・第23条)
- 通報者の情報は、他人に漏らしてはならないことが法律にも明確に定められています。
 - 介護従事者等においては、虐待対応の場合、守秘義務より通報義務が優先されます。また、通報の内容が間違っていたとしても、特に罰せられることはありません。迷った時には、まず相談機関に連絡をしてください。

高齢者虐待における理解の仕方Q & A

Q 1 高齢者虐待を判断する上での要点とは。

⇒虐待かどうかの判断は、高齢者が安心して暮らす権利が脅かされているかどうかで判断します。脅かされていると思われる事象があれば「虐待ではないか」と疑うべきです。（特にその行為が反復・継続している事が一つの目安となります）担当者の価値観で判断することなく、必ず複数で「見て」「聞いて」から判断する事が重要です。

Q 2 なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。

⇒高齢者虐待の対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、虐待と認定することで、養護者を含めた家族等も支援の対象であると明確にすることが重要です。これは、相談や通報を受けた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断するとともに、高齢者や家族も支援の対象として位置付けるためになされるものです。

また、高齢者虐待と認定することで、市の権限の行使も含めた対応を検討することが可能となります。この時、高齢者や養護者等の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待として認定し、対応を行う必要があります。

Q 3 同居はしているが養護していない人（例えば孫）による虐待は「養護者による高齢者虐待」と捉えるべきでしょうか。

⇒養護者でない同居人の虐待そのものは「養護者による高齢者虐待」とは言えません。（防止法第2条第4項）

しかし、養護者が、養護者以外の同居人による虐待（身体的・心理的・性的）を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たると規定しています（防止法第2条第4項1号）。従って、このような場合には「養護者による虐待」として法による対応を行うことになります。

また、養護していない人からの虐待でも、虐待に準ずる扱いとして、高齢者の措置等を行うことは可能です。

Q 4 「経済的虐待」の判断のポイントはどのような場合でしょうか。

⇒経済的虐待については、高齢者が生計を支えている場合もあり、虐待と判

断する事が困難な場合が少なくありません。高齢者が納得し、その意志に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者の生活や介護に何らかの支障が出ていないかなどが判断のポイントとなります。

たとえ、高齢者が納得していると思われる場合でも、現在までの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意をせざるを得ない状況である事も考えられます。高齢者の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していく事が重要です。

また、高齢者が認知症などにより、判断能力が不十分と考えられる場合には、客観的に見て、財産管理をしている人と高齢者との関係が、高齢者の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。

Q 5 同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいでしょうか。

⇒法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています（防止法第2条第4項第2号）。従って同居の有無にかかわらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法を適用することができます。また、同居をしていない知人であっても養護者と言える場合もあります。これに対し、養護者ではない人が金銭搾取をしている場合には、防止法の適用外となり、通常の虐待対応とは異なる支援が必要です。この場合、防止法第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から高齢者を守るため、成年後見制度の申立が必要となるケースが多いと思われます。また、事例によって、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発を、民法上では不当利得の返還請求や不当行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

Q 6 「介護・世話の放棄・放任」の判断のポイントはどのような場合でしょうか。

⇒家族の介護・世話の知識・技術が不十分であるために、不本意ながら高齢者の尊厳を損なうような生活に陥っている事例も少なくありません。「介護は家族の役割」という思い込みや責任感から、介護する家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込む事で、肉体的・精神的な負担を増大させ、結果として、虐待を招いている場合もあります。

従って、介護・世話の放棄・放任に関しては、その対応において、家族に対して介護・世話を過度に負担させる事のないよう注意が必要です。そして、養護者やその他の家族の介護・世話に対する意識、無理なく負担でき

る範囲を見極めながら、必要な支援を行っていくことが求められます。
一方で、ショートステイに預けたまま引き取らない、介護負担を負いたくないと訴える等の事例や、意図的に必要な介入や世話を行わず、劣悪な環境で生活させ、栄養失調・脱水症状を呈するといった深刻な事例がある事も忘れてはなりません。

Q 7 養護者や家族が「高齢者のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果高齢者にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えたりしている場合は、虐待に該当するのでしょうか。

⇒養護者や家族が「高齢者の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「高齢者は何もできないから」と決めつけて全介助をしたりすることで、高齢者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

また、「養護者が一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないと捉えてしまうなど、介護従事者側の独断で高齢者の権利を侵害することのないよう正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。そのためには、複数の関係者で判断することもひとつの方法です。

Q 8 あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。

⇒高齢者によっては、内出血（あざ）がしやすい、時間の経過によってあざの場所が移動することなどが考えられます。

そのため、あざや外傷が残っていない場合や養護者が虐待を否定する場合でも、高齢者や周囲からの聞き取りから話を突き合わせ、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要があります。

Q 9 「言葉の暴力や脅し」、「恥をかかせる」などは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。

⇒心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じていたりする場合には虐待として必要な対応を行うことが求められます。例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けたりすることに加え、高齢者がおびえていること等を根拠に、心理的虐待で認定した事例もあります。

一方、心理的虐待の背後には、他の虐待が潜んでいる可能性があります。例えば養護者が排泄や着替えの介助を行いやすいという目的で、高齢者の下半身を下着のみの状態にさせ、そのことを高齢者が苦痛と感じている場合などは、性的虐待及び心理的虐待に該当すると考えられます。いずれにしても、高齢者が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの有無について、正確に事実確認を行う事が重要です。

Q 1 0 高齢者が必要な医療や介護保険サービスを拒否するなど、自ら不衛生な住環境で生活している場合（セルフネグレクト）、どのように対応すればいいでしょうか。

⇒高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態等により、生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて高齢者の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクトといいます。

セルフネグレクトは、法に定める虐待の5種類のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないと言えます。

客観的に見て、支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、①判断能力が低下している場合、②高齢者の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などが挙げられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者との信頼関係を構築する過程で、高齢者に働きかけていくことが必要となる場合もあります。

(6) 相談・連絡先

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課 (住所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1) 基幹型地域包括支援センター (地域包括支援係) TEL 047-445-1384 (直通) 介護保険係 TEL 047-445-1380 (直通) FAX 047-443-2233 (課共通) 開庁日: 月曜日～金曜日 (土日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分		
初富地域包括支援センター (初富保健病院内) 鎌ヶ谷市初富 1 1 4 電話 047-446-7873 FAX 047-444-0125 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始休業)	中央東 地区	東鎌ヶ谷、東初富、南初富 1～3丁目、 初富 (700～927番地)
	北部地区	栗野 (1～425番地・539番地～) 佐津間 (2番地～1299番地)、 軽井沢、中佐津間、西佐津間、南佐津間
西部地域包括支援センター (シルバーケア鎌ヶ谷内) 鎌ヶ谷市初富 1 2 5 - 1 電話 047-441-2007 FAX 047-498-5522 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始休業)	中央地区	道野辺中央、道野辺本町、右京塚、 南初富 4～6丁目、 中央、富岡、初富本町、新鎌ヶ谷 初富 (928～931番地)
	西部地区	くぬぎ山、栗野 (426～538番地)、 佐津間 (1300～1400番地)、 串崎新田、北初富、 初富 (1～399番地・1300番地～)
南部地域包括支援センター (グリーンハイツ内) 鎌ヶ谷市西道野辺 10-28-101 電話 047-441-7370 FAX 047-441-7371 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始休業)	東部地区	丸山、鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、 東道野辺 2～7丁目
	南部地区	道野辺、東道野辺 1丁目、西道野辺、 馬込沢、中沢、東中沢、北中沢、中沢新町

(7) 各関係機関の役割

ア 高齢者支援課の役割及び権限

基幹型地域包括支援センターが主となり行う業務は、以下のとおりです。

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（防止法第6条）
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応についての協議（防止法第9条）
- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見人制度利用開始に関する審判の請求（防止法第9条）
- ④立ち入り調査の実施（防止法第11条）
- ⑤立ち入り調査の際に警察署長に対する援助要請（防止法第12条）
- ⑥老人福祉法に規定する措置がとられた高齢者に対する養護者の面会制限（防止法第13条）
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（防止法第14条）
- ⑧専門的に従事する職員の確保（防止法第15条）
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（防止法第16条）
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（防止法第18条）
- ⑪個人情報保護法の例外規定（個人情報保護法第18条・第27条）
- ⑫養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（防止法第22条）
- ⑬高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（防止法第24条）

イ 基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課 地域包括支援係）

高齢者虐待に関する担当部署は「基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課 地域包括支援係）」です。

基幹型地域包括支援センターは、市内に3カ所ある地域包括支援センターと協同して虐待対応を行い、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待の相談体制の整備に向けて、市民や関係機関に対する啓発を行います。また、老人福祉法に基づき、職権による施設入所や在宅サービスを提供する措置を行います。

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等を配置しています。

ウ 地域包括支援センター（市内3カ所）

虐待を受けている高齢者や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した近隣者等からの通報、相談の窓口になるとともに、これらの相談に対

しての助言や指導を行います。また、ケース会議等を実施し、支援策の検討や虐待対応、養護者の支援等を行います。

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が配置されています。

エ 高齢者支援課 介護保険係

介護保険に関する申請・認定・給付等の一連の事務を所管しており、認定調査や審査会の中で虐待の発見に結びつく情報があつた場合、速やかに地域包括支援センターや介護支援専門員等に報告します。また、経済的虐待に関しては給付制限等の措置を行うこともあります。

さらに、養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合は、事業所に立ち入り調査等を行い、必要時、改善策の提出を求めるなど、施設運営の指導等を行っています。

エ 障がい福祉課

養護者やその他の家族に障がいがある場合は、障がい福祉課が窓口となり、関係機関と連携して支援を行います。養護者等に障がいがあることにより高齢者を虐待してしまったり、高齢者だけでなく他の家族にも虐待をしている可能性があるため、障がい福祉の専門的な支援を行います。

オ 社会福祉課

高齢者や養護者、その他の家族に収入が少ない、または無い場合、その程度に応じて生活保護の支給等を行います。

カ 健康増進課

養護者やその他の家族が体調不良である場合や体調不良であるにもかかわらず医療受診拒否している場合、精神的疾患が疑われる場合等の健康相談や健康管理、受診援助等を行い、養護者の精神的支援等も行います。

キ 保健所

高齢者や養護者、その他の家族に精神疾患の疑いがある場合等の精神保健福祉の相談窓口となるほか、これら精神疾患を有する者に対する継続的かつ専門的な支援を行います。

ク 介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者宅への訪問や高齢者及び家族の相談、サービス事業所からの報告等により、高齢者虐待を知り得る機会が多いため、早期に虐待を発見する

役割が期待されます。高齢者虐待を発見した場合は、介護サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センターに通報するとともに、虐待の改善に向けてケアマネジメントを行います。改善が見込めない場合は、地域包括支援センターが主催する会議等で対応を継続して検討します。

ケ 介護サービス提供事業所

日常生活の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く高齢者や養護者等の状況を観察し、虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかに介護支援専門員に報告します。また、生命に危険がある場合等には、虐待対応窓口である地域包括支援センターに通報します。

また、日常の業務においては、以下のような役割が期待されます。

(ア) 訪問系のサービス（訪問介護・訪問看護等）

自宅で高齢者や養護者等の生活状況等を観察し、高齢者や養護者等に対する声かけなどの精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを速やかに介護支援専門員に報告します。

(イ) 通所系のサービス（通所介護・通所リハ等）

入浴サービス等的高齢者の全身状態を観察する機会では、あざや傷はもちろんのこと、痩せの状態や皮膚の変化を知ることができます。

また、衣類の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放任・放棄の状況が把握されることもあるため、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理して介護支援専門員に報告します。

(ウ) 入所系のサービス（ショートステイ・特別養護老人ホーム等）

ショートステイは、通所系サービスと同様、高齢者の全身状態を観察する機会が多いサービスです。高齢者を緊急時に一時的に保護する役割があるとともに、養護者等の介護負担軽減の役割も担っています。

コ 医療機関

診療を通して高齢者の不審な傷やあざ等の身体状況を把握するとともに、養護者等の様子や変化を確認します。医療機関は、防止法第5条の高齢者虐待を早期に発見する役割があることが位置付けられており、他機関からの通報や相談等を受けることにより、虐待の防止に寄与し、他機関と連携する役割が求められます。

サ 民生委員

地域における虐待の早期発見・通報、高齢者の家庭の実態把握、見守り等の役割が期待されます。虐待を発見した場合は、速やかに市や地域包括

支援センターへの相談や通報を行います。

シ 警察署

市民が安全な生活を送るために幅広い相談を受け、市民の虐待の相談の窓口となっています。防止法第5条において、高齢者虐待を早期に発見する役割が位置付けられており、高齢者の不審な傷やあざ、養護者やその他の家族の状況を確認し、関係機関と情報共有します。また、高齢者の生命、身体の安全の確保に万全を期すため、必要時に立ち入り調査を行うとともに地域包括支援センターの調査の立会いの際等、連携して対応します。

ス 消防署

救急現場等において、虐待が疑われる場合は、警察や地域包括支援センター等へ連絡し、連携して対応します。

セ 社会福祉協議会

高齢者の権利を守り、適正な介護を受けられるよう権利擁護事業の支援を行います。また、養護者支援としての相談事業があります。

2 養護者による高齢者虐待

(1) 養護者による高齢者虐待が起こる要因

高齢者虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的要因などさまざまな要因重なり合って起こると考えられます。各関係機関や地域住民などは、高齢者や養護者の心身状況や生活状況に気を配りながら、支援や見守りをしていくことが大切です。

《高齢者本人の要因》

- ・認知症の進行、悪化
- ・精神的に不安定
- ・ADLの低下
- ・判断力の低下
- ・金銭管理能力の低下
- ・収入が少ない
- ・性格的な問題（偏り、頑固、わがまま
- ・虚弱、身体的・精神的な障害のため介護に対する困難さがある
- ・経済的問題（経済的に他人に依存している、財産等金銭管理を他人に依存している）
- ・現状をあきらめている
- ・借金・浪費癖
- ・整理整頓ができない
- ・相談者がいない

《家族状況》

- ・長年にわたる養護者・本人の不和・確執
- ・本人・養護者の共依存関係
- ・暴力の世代間連鎖
- ・他の家族の無関心さ
- ・キーパーソンの不在
- ・住環境の悪さ
- ・本人以外に世話の必要な家族がいる

《養護者の要因》

- ・性格的な問題 ・精神的に不安定
- ・疾病や障がいにより十分に介護を担えない
- ・経済的問題（失業、借金、収入が不安定、浪費癖がある、金銭管理能力がない）
- ・世間体を気にする
- ・アルコールやギャンブル依存
- ・相談者がいない

《介護上の問題》

- ・認知症に起因する行動上の問題
- ・意思疎通困難
- ・重い要介護度
- ・重い介護負担
- ・介護疲れ（介護の他に仕事に従事している）
- ・認知症や介護に関する知識・技術の不足

《社会的要因》

- ・社会資源に無知・不信感を持っており、利用しない
- ・親族、近隣等からの支援の乏しさ
- ・社会的孤立

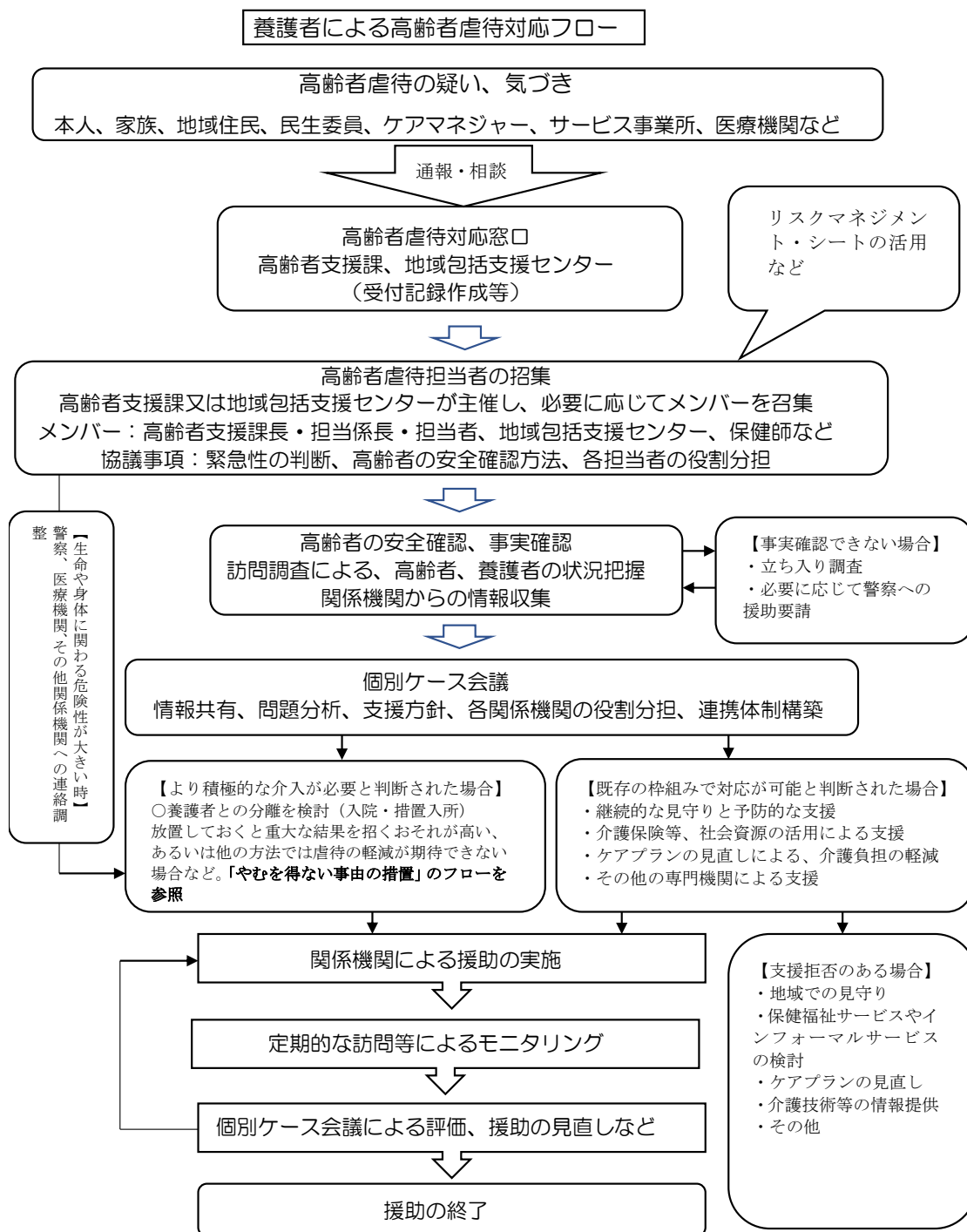
(2) 養護者による高齢者虐待の類型・具体例

区分	内容と具体策
身体的虐待	①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ②高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・高齢者に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・高齢者に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など ③高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与える、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④高齢者の行動を制限、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など ※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。 出典：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月厚生労働省） ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

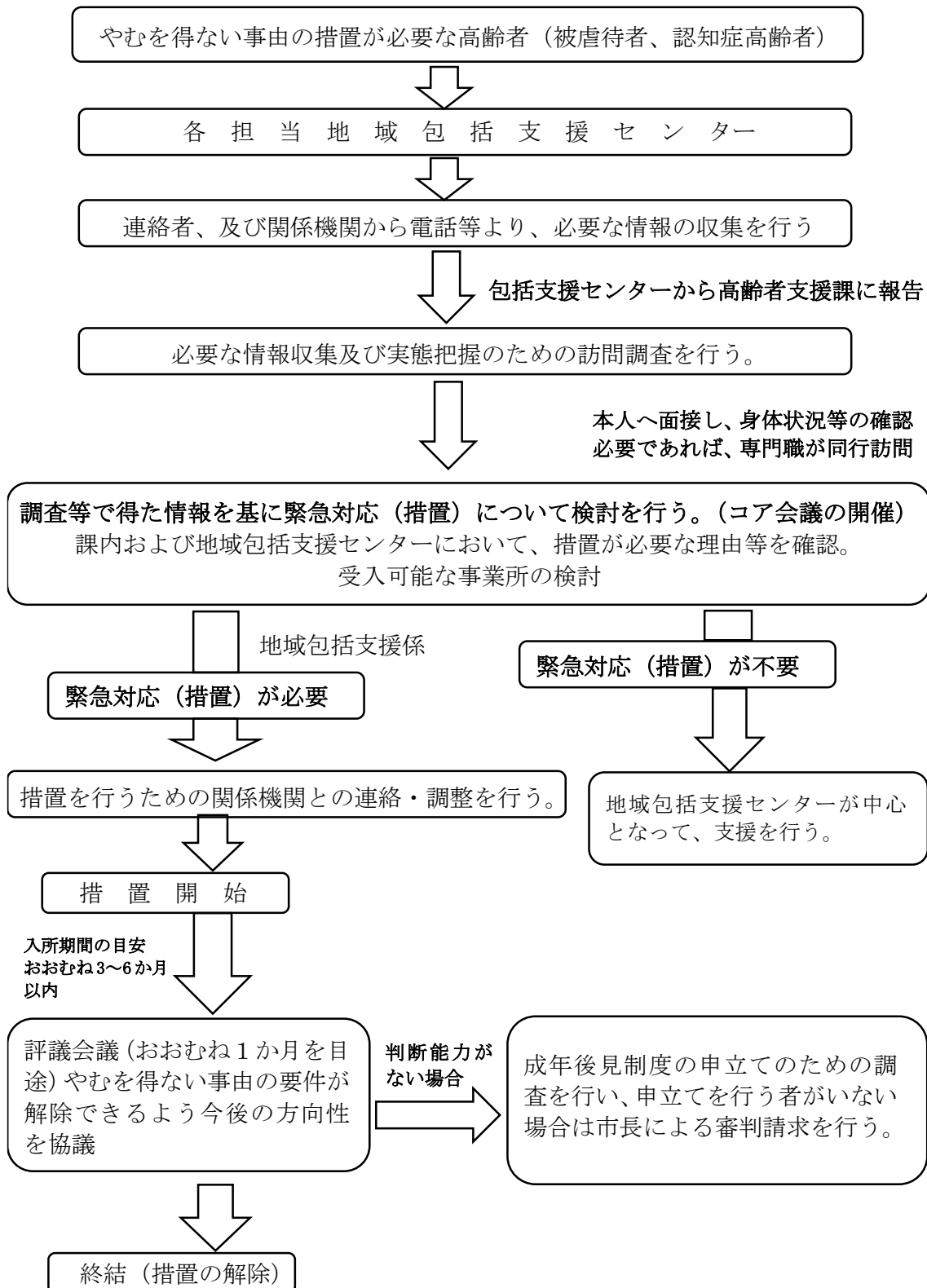
介護・世話の放棄・放任	【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限する、使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など
心理的虐待	①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑する、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・高齢者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、高齢者の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてる、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

性的虐待	①高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
経済的虐待	①高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・高齢者の自宅等を高齢者に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など ※経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応する。 ※高齢者の合意の有無については認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で合意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断が必要である。

(3) 養護者による高齢者虐待の対応フロー



「やむを得ない事由の措置」のフローの図



高齢者虐待の早期発見のためのチェックリスト

☆からだについて

- ☐ 小さな傷が頻繁にみられる。
- ☐ 通常ではあり得ない場所にアザや傷、火傷の跡などがある。
- ☐ 傷やアザの説明のつじつまが合わない。
- ☐ 衣服や身体が汚れたままになっていたり、身体から異臭がする。
- ☐ 不自然な体重の増減がある。
- ☐ 不眠や不規則な睡眠（悪夢や眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）の訴えがある。

☆こころ・態度について

- ☐ 急におびえたり、怖がったりする。
- ☐ 無力感やあきらめ、投げやりな様子がみられる。
- ☐ しっかりしているのに、話す内容が変化してつじつまが合わない。
- ☐ 家族のいるところ、いないところで態度が異なる。
- ☐ 人目を避けたがる。

☆家庭について

- ☐ 屋内が極めて不衛生であったり、ゴミの散乱や異臭がする。
- ☐ 自宅から怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- ☐ 電気、水道、ガスが止められていたり、新聞、家賃等の支払いを滞納している。
- ☐ 近所づきあいがなく、訪問しても会えない、または嫌がられる。

☆お金について

- ☐ 年金などの収入があるのに、自由に使えるお金がないと訴える。
- ☐ 経済的に困っていないのに、高齢者に対してお金をかけようとししない。
- ☐ 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳を取られたなどの訴えがある。

☆養護者について

- ☐ 高齢者への態度が冷淡、無関心、支配的、攻撃的である。
- ☐ 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある。
- ☐ 高齢者に乱暴な口のきき方をする。
- ☐ 高齢者に会わせない、高齢者の部屋を見せない。

☆本人の状況

- ☐ 本人からの訴え（有・無） ☐ 認知症等（有・無）
- ☐ 問題行動（有・無） ☐ 寝たきり度（J・A・B・C）
- ☐ 性格的問題（偏り）（衝動的・攻撃的・粘着質・依存的）

☐ にチェックがついた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

(4) 認定後の対応

虐待であると認定された後、高齢者の生命に危険が生じている場合等、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、市が「やむを得ない事由による措置」等の権限を適切に行使します。主な対応（権限）は以下のとおりです。

ア 立ち入り調査（老人福祉法第10条の4）

立ち入り調査や措置は、いかなる手段を持ってしても、高齢者の身の安全を確保することができない場合に実施するものです。高齢者虐待の状況に関係機関等からの聞き取り等で確認したうえで、市が必要と判断した場合、立ち入り調査を実施し、高齢者や養護者の状況等を把握し、必要な対応を行います。

また、高齢者の生命、身体の安全の確保に万全を期すため、立ち入り調査の際には、警察に立会いを依頼する等、連携して対応します。

イ 高齢者施設等への措置入所（老人福祉法第11条第1項）

高齢者が虐待等により、在宅での生活が困難な場合は、介護等の専門家から構成される「鎌ヶ谷市老人ホーム入所判定委員会」の権限（生命にかかわる等の緊急の場合は福祉事務所長の権限）により、市が契約している高齢者施設等へ措置入所することができます。

ウ 成年後見制度（防止法第9条、老人福祉法第32条）

高齢者の生命に危険が生じている場合や養護者の非協力によって介護保険サービス等の契約や財産管理などに支障が出ている場合は、成年後見制度の活用を検討します。また、高齢者が認知症等で判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効といえます。防止法でも、老人福祉法第32条に基づいて、適切に市長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています。

※老人福祉法第32条

65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときには、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

※成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十

分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人）等を選ぶことで法律的に支援する制度です。

本制度には、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合を想定し、あらかじめ自らが選んだ人と契約（任意後見契約）を行う「任意後見制度」と、本人の判断能力が不十分になった後、市などが申立てを行い、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」の2種類があります。

本制度は、地域包括支援センターで相談等を受付けています。

エ 面会制限（防止法第13条）

（ア）法的根拠と法の解説

防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市長や養介護施設の長は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護の観点から、養護者と当該高齢者との面会を制限することができます。

防止法に基づき、市長が面会制限を行う場合は、高齢者だけでなく養護者に対しても行政処分にあたるため、行政手続法の適用を受けることに留意するとともに、当該面会制限に係る通知において、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載する必要があります。

（イ）面会制限の手順

- ①養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、基幹型地域包括支援センターと各地域包括支援センターの職員が、高齢者の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態にあるかどうか見極めます。
- ②関係者による会議を開催し、高齢者の安全を最優先に考えて面会の可否を判断し、制限が必要な場合は、高齢者と養護者の双方に、その旨を通知します。面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間、見直しの時期等も定めておくことが必要です。

（ウ）面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- ・保護した高齢者が施設の環境に慣れ、職員への信頼が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合
- ・事実確認が不十分であり、養護者の反応や状況が把握できていない場合
- ・高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- ・養護者の過去の言動や関係性から、養護者が高齢者を強引に連れ戻

すことが予測される場合

(エ) 施設への依頼

面会制限の必要がある場合等に、市が施設に協力を依頼するための文書を発出することがあります。面会制限については、防止法では、「養介護施設の長も面会を制限することができる」とありますが、事前に基幹型地域包括支援センターと協議を行うことが必要です。

施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応として、施設単独での判断は避け、養護者に対しては、基幹型地域包括支援センターに連絡して判断してもらう旨を伝えます。

また、高齢者や他の入所者等に対して暴力をふるったり、物を壊したりする（または予測される）場合などに備え、施設は基幹型地域包括支援センターと常に緊密に連携を取りあい、養護者が施設に現れた時点で基幹型地域包括支援センターに連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておくことが不可欠です。

(5) やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行

やむを得ない事由が解消した時点で、やむを得ない事由による措置は解除しなければならず、措置解除の判断は評価会議を行います。

具体的な判断の例としては、養護者や家族の生活状況が改善して虐待が解消したこと、要介護認定の申請や介護保険サービスの利用契約が可能となったこと、成年後見人制度の利用により後見人等によって要介護認定の申請や介護保険サービスの利用に関する契約が可能になったこと等があげられます。

ただし、入所措置を適用していた高齢者が自宅で生活を再開した場合でも、自宅に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

※やむを得ない事由による措置

サービス利用契約を結ぶなどの能力に欠ける認知症高齢者や要介護認定を待つ時間的猶予がない、高齢者の生命に危険が生じている等の場合、高齢者を虐待から保護し、権利擁護を図るために、適切に「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第10条の4及び第11条第1項）」を適用します。この場合、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、高齢者の判断能力が低下

している、経済的虐待を受けている、面会制限の適用が必要である等の場合に措置権限の行使が求められます。この場合、高齢者本人の同意は原則として必要ですが、判断力が不十分な場合は措置が可能です、養護者の同意を得る必要はなく、措置先も伝える必要はありません。

(6) 家族分離の注意点

ア 家族分離は家族関係を分断するリスクが高く、分離後の高齢者と家族の両者へのケアが難しい場合があります。分離後に自殺企図や訴訟を起こすこともあり、分離前にチームで予見されるリスクへの対応を検討しておく必要があります。

まずは、事実確認や養護者支援、民生委員等の地域関係者や在宅サービス等を利用した支援を行った上で、それでも必要な場合に、高齢者本人の意向を確認しながら家族分離を検討します（緊急の場合はこの限りではありません）。

イ 分離後の高齢者本人と家族のフォローや、高齢者が家庭や地域に戻っての生活を可能にする手立てについても検討・調整するという長期的な視点（家族分離が最終解決ではない）を持つことが重要です。

ウ 一番大切なことは、高齢者本人も家族もそれぞれが安心して生活できるようになることであり、かつ、虐待が再発しないことだと考えられます。高齢者本人と家族の双方の意向を確認・尊重しながら、個々の状況に応じて考えていくことが大切です。

(7) 在宅生活を再開するときの注意点

以下の視点で、在宅生活を再開させるかの判断をする必要があります。

- ・ 高齢者が自宅に帰りたと思っているか
- ・ 虐待発生の要因が解消・解消されているか
- ・ 虐待発生を抑制するような支援が導入できているか
- ・ 虐待の再発生をキャッチできる支援体制かどうか
- ・ 虐待が発生した場合や、サービス・支援を養護者が拒否した場合にとられる対応について在宅生活再開前に養護者に示されているか
- ・ 支援体制についてのモニタリング・評価の時期が決まっているか

(8) 養護者支援について

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等

の生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関に繋ぎ、支援が開始されるよう働きかけを行います。

〈養護者（家族等）支援・対応のポイント〉

- ① 本人や家族が孤立しないように声をかける
- ② 自らの価値観を押し付けない
- ③ 多面的な介入を図る
- ④ 本人支援を担当する人と、養護者への支援を担当する人を分ける
- ⑤ 長期的な観点から家族全体への影響を考慮して支援方針を決定する
- ⑥ 振り回されないように支援者間で情報交換、共通した対応方針の徹底を図る

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 養介護事業者等による高齢者虐待の類型・具体例

区分	具体的な例
身体的虐待	①暴力的行為で、痛みを与える、身体にあざや外傷を与える行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・高齢者に向けて物を投げつけたりする。 など ②高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、高齢者が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅へ鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（※） 等
介護・世話の放棄・放任	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠る、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

	③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など ②侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかう、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・高齢者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 など ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、高齢者の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・高齢者の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、高齢者の意思や状態を無視して面会させない。 など

	⑥その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・高齢者の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	高齢者との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キスや性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・高齢者を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。又、その場面を見せないための配慮をしない。
経済的虐待	高齢者の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、高齢者の金銭や財産を高齢者以外のために消費すること。あるいは、高齢者の生活に必要な金銭の使用や高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月）

※身体拘束について

介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛り付けるなど身体を自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則禁止されています。

「緊急やむを得ない場合」については、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられますが「やむを得ない場合」の判断にあたっては、担当職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。また、

身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者や家族に十分説明し理解を求めることも必要です。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束に関する記録（態様及び時間、利用者の心身の状況、拘束理由）を作成し、状況をよく観察し、検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除します。

☆身体拘束の具体例

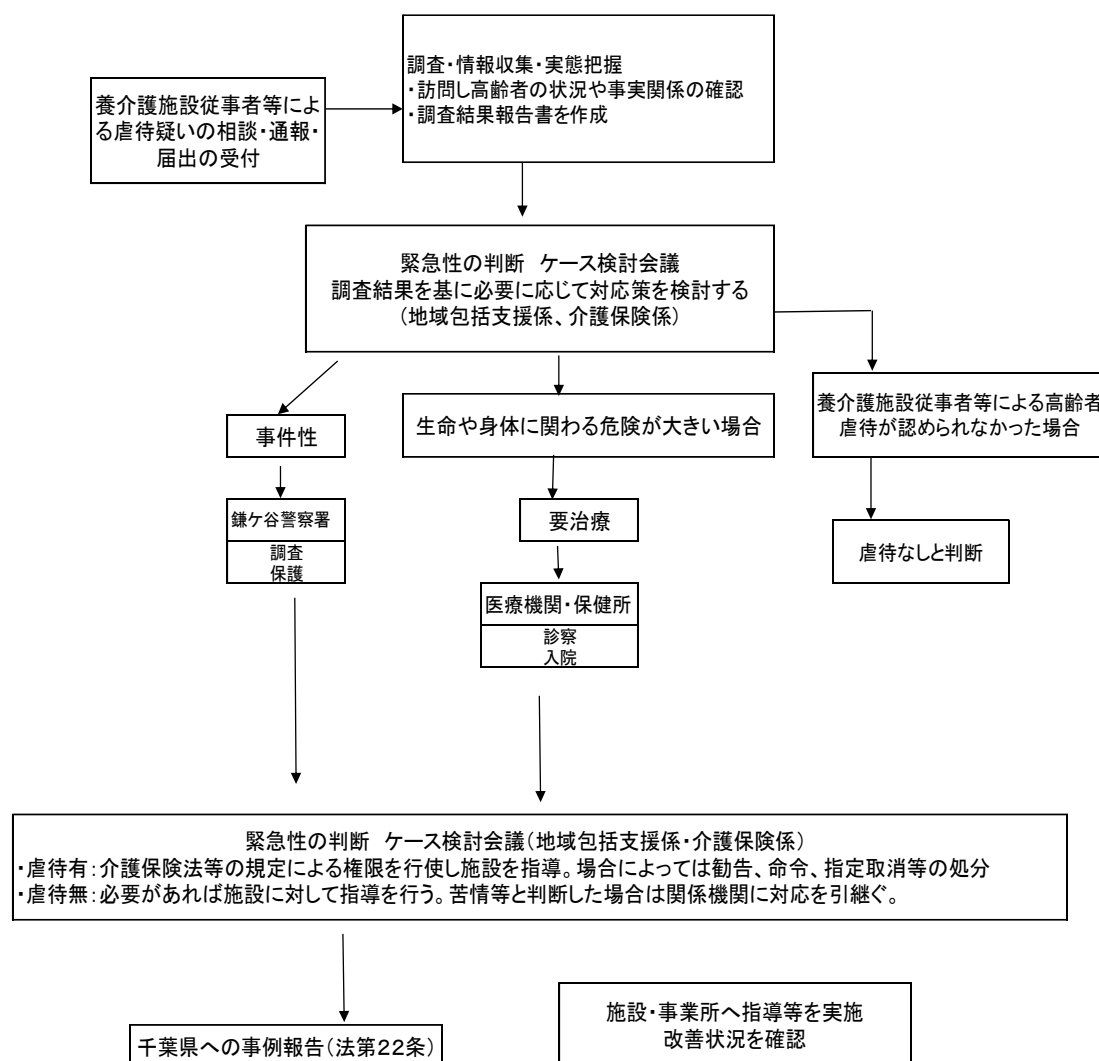
	具体的禁止行為
1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
5	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン等の手袋をつける
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるよういすを使用する
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

☆緊急やむを得ない場合に該当する3要件（すべてを満たすことが必要）

切迫性	利用者本人またはほかの利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
一次性	身体拘束は一時的なものであること

*身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省：身体拘束ゼロ作戦推進会議）より

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応フロー



(3) 認定後の対応

養介護施設における虐待通報を受けた場合、市は本人や施設、関係者等に聞き取りを行い、現状を確認し、虐待か否かを判断します。

調査結果から施設運営等について改善点がある場合、改善事項等を通知し、期日を設けて施設から改善計画の提出を求めます。また、改善計画のとおりに対応されているか、定期的にモニタリングを行い、高齢者がその後も安心して生活できるよう支援を行います。

改善取組が滞ったり、改善意識が見られなかったりする場合は、県等と連携し、改善命令などの権限を行使し、改善取組を促すこともあります。

4 高齢者虐待を防ぐために

(1) 認識を高める

高齢者の介護は考える以上に大変です。介護負担が重すぎる結果、つい介護者が虐待に及んでしまう可能性が高くなります。

高齢者虐待を未然に防止するためには、地域住民・関係機関が「高齢者虐待」について理解し身近な地域で起きていることを問題として認識することが大切です。

(2) アンテナを高くする

ア 地域ができること

地域の人が介護している家庭やひとり暮らしの高齢者をやさしく見守るなどして、地域から孤立させないことが大切で、身近なご近所だからこそできることがあります。

- ・ 日常生活での声掛けなどの挨拶を交わす。
- ・ 出会ったときに元気がないようなときなどの声掛けによる元気づけ。
- ・ 新聞がたまっていないか、夜に電気がついているかなどの見守り

イ 関係機関ができること

介護事業者等が日頃の業務を通じて、高齢者や介護者などの家族との関係を作ることは大切です。小さな問題にも相談にのり、高齢者・介護者双方のストレス解消に努めることにより、家族間の関係悪化を防ぎ、高齢者虐待を防止する力になります。

市では、見守りネットワークを活用し、市域内の電気・ガス・水道事業所や宅配サービス、警察、消防等の各事業所と定期的な高齢者虐待についての情報共有の場を設けるとともに、異常に気付いた際には、地域包括支援センターへ連絡する体制を整えています。

(3) 認知症について正しく知る

全国調査では、虐待の発生要因の上位として、認知症高齢者の行動障害が原因で介護者の介護負担やストレスが増大したことが挙げられています。

介護者やその関係者が認知症高齢者への理解を深めることで、高齢者の環境調整や対応方法を改善することができ、認知症による行動障害が軽減されると言われています。

鎌ケ谷市でも認知症に対する正しい知識や理解を深めていただくため、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。市内在住・在勤の方を対象に、5人以上の団体であれば、鎌ケ谷市のキャラバンメイトが1時間半程

度の無料出前講座を行っています。詳しくは、基幹型地域包括支援センターまでお問い合わせください。

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。2021年の全国の調査では、中学2年生の17人に1人、5.7%がヤングケアラーであるものの自覚がない傾向にあることがわかっています。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくいため、誰にも相談できず、一人で悩みを背負い続けた場合、虐待やヤングケアラーと要介護者が共倒れしてしまう等のリスクが高まります。

介護従事者は、家庭内の状況を見聞きできる立場であることから、ヤングケアラーを発見した際には、地域包括支援センター等に相談し、早期に適切な支援につなげることが求められます。

5 資料

(1) 各種様式

以下の様式は、主に基幹型地域包括支援センターが虐待案件を受理し、虐待認定の判断・対応方針の決定など、支援する過程で使用するものです。

相談・通報・届出の受理	
地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター	
1 通報を受けた受付者の対応	
☐ 通報者の氏名・住所・連絡先・本人との関係を可能な限り聞き取り	
☐ 通報内容（虐待と疑われる状況）の具体的聞き取りを行う	
*誰が、誰に対して・どのような状況を見聞きしたか	
*いつ（いつから）、どこで、どの程度（頻度）	
*高齢者の状況、状態、現在の居場所	
*他機関や親族への相談、通報の有無	
☐ 守秘義務及び通報者保護	
*通報者の個人情報を漏らすことなく対応することを伝える	
*通報者への情報提供には限度があることも伝える	
☐ 緊急度を判断するための情報収集を行う	
	★高齢者虐待に準じた対応が必要な例★ ※対応に迷う場合は地域包括支援係へ相談
	①養護者以外の親族や近隣者、知人など第三者からの虐待
	②認知症等により、生活能力や意欲が低下し、生活維持が出来ず、本人の生命や安全が侵害されている事例（セルフネグレクト）
	③消費者被害等の権利侵害
	④被虐待者が65歳未満であるが、高齢者福祉の分野での支援が必要と思われる事例（障害者虐待等他法との兼ね合いを考慮し、担当部署と協議してすすめる）
	※高齢者DV、養護者以外の親族から経済的虐待については虐待対応と規定されている
2 センター内にて、すぐさま複数職員で情報を共有	
☐ 高齢者虐待の疑いについて協議	
☐ 緊急事態への対応の協議を行う	
3 事実確認をするための役割分担・準備を行う	
①誰が（原則複数の包括職員）	
②いつまで（原則48時間以内）	
③どこで（自宅、サービス事業所、その他）	
④誰を（①必須：高齢者、②状況により：養護者・その他の方）	
⑤何を口実に（認知症調査、見守り等）	
⑥必要に応じて、関係機関からの情報収集	
☐ 方針を共有して決裁を受ける	
4 電話にて地域包括支援係へ連絡（高齢者氏名、通報日、事実確認予定日等）	
☐ 全件通報が原則（虐待疑いであっても報告すること）	
☐ 緊急度が高い場合、その旨を報告する	
☐ 受付簿へ入力（虐待相談受付票）	

[illegible]

緊急性の判断
地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター
1 包括として高齢者の生命・身体の緊急性の判断
☐ リスクアセスメントシートに基づき緊急性を判断する
≪ 緊急性 ≫
① 緊急事態・・・緊急分離
② 要介入・・・集中的支援・分離・保護を検討
③ 要支援・見守り・・・状況確認、支援分離・保護の可能性の検討
☐ リスクアセスメントシートの記入
2 緊急性が高いと予測される状況
☐ 身体の状態・ケガなど
* 外傷（頭部、腹部、重度の褥瘡）、全身衰弱、意識混濁
* 重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調
☐ 話の内容
* 「怖い」「痛い」「怒られる」などの発言
* 「殺される」「何も食べたくない」「家にいたくない」など
* 「死にたい」などの自殺念慮
☐ 養護者の態度
* 「殺してしまうかもしれない」などの訴え
* 養護者が高齢者の保護を求めている
* 養護者による拒否や威嚇がある
3 緊急度を判断する際の確認事項
☐ 救急車・警察通報、あるいは受診支援の必要性の確認
☐ 行政介入（①～③）の必要性の確認
① 一時分離・保護
* 契約or措置による施設等入所か入院かの見立て
② 安否確認不可・協力拒否などの場合の立入調査
③ 面会制限
⇒ ①～③が必要な場合、地域包括支援係担当者へ相談・調整
☐ リスクアセスメントシートの作成
☐ 水分・食事の確保の必要性の判断
☐ 即時のサービス提供の必要性の判断
☐ 財産保護・権利擁護の必要性の判断
* 事務管理、日常生活自立支援事業、後見申立など
* 認知症の診断、類型の確認
* 後見申立ての場合、本人、親族、市長申立てか
⇒ 市長申立ての場合、地域包括支援係担当者へ相談

コアメンバー会議の開催	
地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター	
1 高齢者・養護者の意向確認	
(高齢者)	(養護者)
☐ 同居希望か別居希望か	☐ 同居希望か別居希望か
☐ 在宅か施設か	☐ 在宅か施設か
☐ 不明・未確認	☐ 不明・未確認
2 虐待の有無の見立て（虐待ない場合も報告）	
1) 虐待あり	
⇒対応方針を決定する	
2) 虐待の疑い	
⇒期限を区切り事実確認を継続	
*個別ケース会議にて、情報収集の役割分担、期限、収集方法を決定する	
3) 虐待なし	
⇒関係機関へ引継ぎ、ケアマネジメント支援へ移行	
3 対応方針の協議・決定	
☐ 緊急対応による分離保護の要否の見立て	
*入院・外来治療の検討	
*親類・友人宅、ホテルなどの利用	
*やむを得ない措置・契約によるショート等の利用	
*養護者の医療受診（外来・入院）、分離の検討	
☐ 適切なサービス利用等の導入の検討	
*受診の支援	
*介護保険サービス導入・ケアプラン見直し	
*成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用	
*生活保護相談、各種減免申請手続きなど	
☐ 立入調査の要否の見立て	
☐ 面会制限の要否の見立て	
☐ 養護者の支援・助言等の検討	
4 支援計画の作成・役割分担・期限の設定	
☐ 虐待対応会議記録・支援計画書を作成し、包括と基幹型で共有	
*虐待の有無のかかわらず会議結果を報告すること	

支援計画に基づく支援の実施・モニタリング	
地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター	
1 支援計画の進行管理・チェック	
☐ 支援課題のスケジュール確認	
☐ 支援課題の優先順位に沿った進捗確認	
☐ 関係機関へのサポート・情報収集	
☐ 一時保護及び措置サービス利用の場合	
→その後の対応策の確認（※概ね1カ月ごとを目安に確認を行う）	
2 高齢者に対するサービス導入・ケアプラン変更等の支援	
☐ ケアマネジャーに対する相談・依頼	
☐ 各種制度の手続き支援など	
3 支援中の高齢者・養護者の状況把握	
☐ 高齢者の状況・意向確認	
☐ 養護者の状況・意向確認	
4 虐待対応会議で支援計画を評価する（モニタリング）	
☐ 虐待の解消	
*原則リスクアセスメントシートのチェックがなくなることが目安	
☐ 支援計画目標の達成	
☐ 高齢者および養護者の状況・意向の変化	
無になった場合：虐待対応終結	
有の場合：支援計画の変更・見直し	
☐ 評価結果を包括と基幹型で共有	
5 今後の方針・虐待対応の終結	
☐ 権利擁護対応（日常生活自立支援事業・後見利用など）	
☐ ケアマネジメント支援（CM支援）	
☐ 関係機関への引継ぎ	
☐ その他	

支援計画に基づく支援の実施（養護者支援）	
地域包括支援センター・基幹型地域包括支援センター	
1 包括、または基幹型で養護者支援の担当を決める	
*中立的な立場でチームアプローチを行う	
2 養護者の虐待の背景・要因を把握する	
☐ 介護負担の有無	
☐ 家族関係の問題の有無	
*主介護者は誰か、家事は誰が担っているか	
*決定権は誰が持っているのかなどの力関係	
*家族内の人間関係（結びつき、信頼関係など）	
☐ 経済問題の有無	
☐ 養護者自身の問題の有無（支援例）	
*疾病（精神疾患・アルコールなど）や障がい	
→（例）健康増進課、障がい福祉課等との連携、相談同席等	
*介護知識・技術	
→（例）居宅、事業所と協力して認知症の説明、介護技術指導等	
*経済困窮	
→（例）社会福祉課生活保護・生活困窮窓口、社会福祉協議会貸付等の案内	
*判断能力	
→（例）後見制度、法テラス、社会福祉協議会等の案内	
*孤立（ひきこもりなど）	
→（例）地域の集いの場、ひきこもり支援団体等へのつながり	
⇒必要に応じて医療受診・習志野保健所等他機関へのつながりの判断	
3 必要に応じて関係者カンファレンスの開催	
☐ 情報共有	
☐ 虐待要因解消に向けた介入方法・支援方法の検討など	
☐ 養護者支援のための支援チームの形成、支援確認、引継ぎ	
4 養護者の虐待に対する助言等	
☐ いつ、誰が、どのような形で伝えるか	
《注意》 必ずしも「虐待」と伝える必要はない 養護者を非難するものではなく、高齢者の権利を守ることが目的 ケアマネジャーからの虐待告知は行わない	
☐ 分離する場合、分離前後の養護者支援の確認	

参考

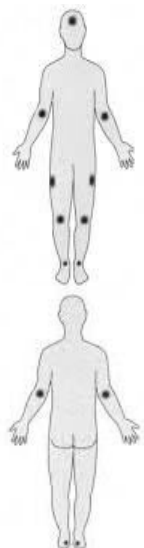
鎌ケ谷市が虐待を受理した際に虐待か否かを判断するための様式

表	虐待受付票				作成者：		
相談年月日	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分			対応者： (所属機関)			
相談者 (通報者)	氏名			受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他 ()		
	住所・機関名			電話番号			
	本人との 関係	☐ 本人 ☐ 家族親族(同居/別居)続柄： ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員 ☐ 地域包括支援センター ☐ 在宅介護支援センター ☐ 介護支援専門員 ☐ 事業所 ☐ 医療機関 ☐ 警察 ☐ その他 ()					
【主訴・相談の概要】							
【本人の状況】							
フリガナ 氏名	カマガヤ 鎌ケ谷	タロウ 太郎	性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	M T S 年 月 日	年齢 歳
現住所	電話： 其他連絡先： (続柄：)						
居所	☐ 自宅 ☐ 病院 () ☐ 施設 () ☐ その他 ()						
介護認定	☐ 非該当 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (月 日) ☐ 未申請 ☐ 申請予定						
利用	介護保険	☐ あり () ☐ なし		介護支援専門員			
サービス	介護保険外	☐ あり () ☐ なし		居宅連絡先			
既往歴	☐ 一般 () ☐ 認知症・精神疾患 ()						
医療機関				障害手帳	☐ 無 ☐ 有 (等級： 種別：)		
経済状況	国民・厚生年金 ()、その他 ()			生活保護受給 (☐ なし ☐ あり)			
【本人の意向など】 *本人が今後どのようにしていきたいか。その他情報。							
【世帯構成】				【養護者(虐待者)の状況】			
家族状況 (ジェノグラム)				氏名 年齢 歳			
				続柄 ☐ 配偶者 ☐ 息子 ☐ 娘 ☐ 息子の配偶者			
				☐ 娘の配偶者 ☐ 実兄弟 ☐ 実姉妹			
				☐ その他 ()			
				連絡先			
				電話番号			
【他の親族情報】				その他			

参考

裏	
【不適切な状況の具体的内容】＊事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄	
情報源	相談者（通報・届出者）は、 ☐ 実際に目撃した。 ☐ 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した。 ☐ 本人から聞いた。 ☐ 関係者（ ）から聞いた。
相談・訴えの内容	☐ 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕
	☐ 暑い日や寒い日、雨の日なのに長時間外にいる〔疑い〕
	☐ 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕
	☐ 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕
	☐ あざや傷がある〔疑い〕
	☐ 問いかけに反応がない、無表情、怯えている
	☐ 食事をきちんと食べていない〔疑い〕
	☐ 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕
	☐ 養護者の態度（ ）
	☐ その他（具体的内容を記載）
虐待の可能性	☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄・放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い ☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）
【情報収集依頼項目】依頼日時：令和 年 月 日 時 分	
世帯構成	☐ 住民票 ☐ その他（ ）
介護保険	☐ 介護認定の有無 ☐ 担当居宅介護支援事業所 ☐ 介護保険料所得段階 ☐ 介護保険料収納状況
福祉サービス	☐ 生活保護の利用 ☐ 障害手帳の有無（身・知・精） ☐ 障害福祉サービス利用状況
経済情報	☐ 収入状況 ☐ 国民年金 ☐ 遺族年金 ☐ 国民健康保険収納状況
関係機関等	☐ 主治医・医療機関 ☐ 保健所・保健センターの関与 ☐ 他機関（ ）の関与
その他	☐ （ ） ☐ （ ）
【事実確認の方法と役割分担】協議日時：令和 年 月 日（ ） 時 分	
事実確認の方法	面接調査 ☐ 訪問 ☐ 来所 面接者（ ） 聞き取り ☐ 本人（担当： ） ☐ 関係機関（ ）担当：（ ）
	年 月 日（ ） 時迄 ＊48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定
立ち入り調査の必要性	☐ 不要 ☐ 要検討（理由： ）

参考

事実確認票（利用者名： ）					
確認者		確認日	令和 年 月 日（ ）	午前・午後	時
確認方法・場所	☐ 訪問 自宅 ・ その他（ ） ☐ 来所 ☐ 電話				
同席者の有無	☐ 無 ☐ 有 （氏名： 続柄： ） 警察署の同行 有・無				
本人のADL					
移動（ ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助） 補助具（ ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ その他）				【既往歴・処方薬】	
食事（ ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助）					
排泄（ ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助） おむつ使用 （ ☐ あり ☐ なし）					
入浴（ ☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助）					
その他特記事項（ ）					
身体の状態・ケガ等（ ☐ 外傷・衰弱 ☐ 意識混濁 ☐ 脱水 ☐ 栄養失調 ☐ 褥瘡 ☐ 痣 ☐ 体重増減 ☐ 衛生面					
					
生活状況（ ☐ 異臭 ☐ 衣服の汚れ ☐ 食事状況 ☐ 不適切な環境 ☐ 手持ちの金銭）					
本人の表情・態度・発言（ ☐ 保護の訴え ☐ 怯えた表情 ☐ 無気力 ☐ 怖い・かばう等の言動）					
養護者の表情・態度・発言（ ☐ 面談拒否・威嚇 ☐ 暴力 ☐ 保護の訴え ☐ 飲酒 ☐ 判断能力）					
適切な支援（ ☐ 医療未受診 ☐ 服薬できていない ☐ サービス未利用・不足 ☐ 公共料金・利用料・家賃等の滞納）					
事実確認後の見立て（複数人で判断すること）					
緊急性あり ・ 検討中 ・ 緊急性なし					
事実確認後の見立て（複数人で判断すること）※複数可					
☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ 経済的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ セルフネグレクト					
虐待あり ・ 虐待疑い ・ 虐待なし					
鎌ヶ谷市高齢者支援課					

参考

																		記入日：										
																		記入者：										
リスクアセスメントシート（利用者名： 様）																												
チェック欄		高齢者・養護者支援の状態																										
レッド	高齢者	すでに重大な結果が生じている。 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥瘡、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他																										
		高齢者が保護を求めている。																										
		「殺される」「（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。																										
		年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。																										
		自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより、心身の状況の悪化がみられる。																										
	養護者	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。																										
		「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。																										
		暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。																										
		いずれかに○が付いた場合は「緊急分離の検討」																										
イエロー1	高齢者	今後、重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。頭部打撲・顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態が様々な傷、極端な怯え、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他																										
		今後、繰り返される恐れが高い状態が見られる。習慣的な暴力、新旧の傷、あざ、入退院の繰り返し、養護者の虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、養護者の精神不安定・判断力の低下、非現実的な認識、その他																										
	養護者	家庭内で虐待の連鎖が起きている（病院未受診、利用料など未払い、3か月以上滞納）																										
		いずれかに○が付いた場合は「緊急分離の検討」若しくは「集中的支援」																										
イエロー2	高齢者	高齢者に虐待につながるリスク要因があるか。																										
		認知症程度： ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M																										
		問題行動： ☐ 徘徊 ☐ 暴力行為 ☐ 昼夜逆転 ☐ 不穏 ☐ 興奮 ☐ 失禁 ☐ その他（ ）																										
		寝たきり度： ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2																										
		性格の問題（偏り）： ☐ 衝動的 ☐ 攻撃的 ☐ 粘着質 ☐ 依存的 ☐ その他（ ）																										
		精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ）																										
	養護者	養護者に虐待につながるリスク要因がある。																										
		高齢者への拒否的感情や態度（ ）																										
		重い介護負担感（ ）																										
		介護疲れ（ ）																										
		認知症や介護に関する知識・技術不足（ ）																										
		性格の問題（偏り）： ☐ 衝動的 ☐ 攻撃的 ☐ 粘着質 ☐ 依存的 ☐ その他（ ）																										
		障害・疾患： ☐ 知的障害 ☐ 精神疾患（ ） ☐ 依存症（ ） ☐ その他																										
		経済的問題： ☐ 低所得 ☐ 失業 ☐ 借金 ☐ 高齢者への経済的依存 ☐ その他（ ）																										
		いずれかに○が付いた場合は「集中的支援」若しくは「防止のための保護の検討」																										
イエロー3		虐待につながる家庭状況があるか。 長期にわたる虐待者・被害者間の不和の関係、虐待者・被害者の共依存関係、虐待者が暴力の被害者、その他の家族・親族の無関心、住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、 その他（ ）																										
		いずれかに○が付いた場合は「継続的・総合的援助」若しくは「防止のための保護の検討」																										
鎌ヶ谷市高齢者支援課																												

参考

分離・集中的支援要否判断の手順		(利用者名)	様
① 被虐待者の意思表示能力 ☐ あり ☐ なし		☐ 高齢者に虐待につながるリスク要因がある ☐ 認知症あり ☐ 問題行動あり ☐ 認知症の程度 ☐ 精神疾患() 依存症() その他()	
② 当事者の保護要請 ☐ 高齢者が保護を求めている ☐ 養護者が高齢者の保護を求めている		③ 訴える状況の切迫性 ☐ 確認には至らないものの虐待の疑いが濃厚 ☐ 「何をするかわからない」「殺してしまうかも」等の訴え ☐ 虐待を繰り返し介入そのものが困難であったり改善が望めない	
④ すでに重大な結果 ☐ 骨折や重症の火傷等、深刻な身体的外傷がある(頭部外傷、腹部外傷) ☐ ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄) ☐ 「うめき声が聞こえる」等の深刻な情報がある ☐ 刃物など凶器を使った暴力や脅しがある		緊急度 レッド 緊急分離の検討 分離を前提とした緊急介入 措置入所又は緊急一時保護	
⑤ 重大な結果の起きるおそれ ☐ 不自然な内出血や火傷等、生命に危険な行為がある(頭部・顔面打撲、腫脹) ☐ ネグレクト(低栄養、低血糖、脱水症状、入退院の繰り返し)		⑥ 繰り返されるおそれ ☐ 新旧混在した傷、あざや入院歴 ☐ 養護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 養護者が精神的に不安定で、判断能力が低下等している	
⑦ 被害者のリスク ☐ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ている ☐ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲にあり、孤立した状態 ☐ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない		緊急度 イエロー-1 「緊急分離の検討」若しくは「集中的支援」 措置入所又は緊急一時保護	
⑧ 虐待者のリスク ☐ 高齢者への否定的感情や態度 ☐ 障害や疾患等があるが医学的管理をしていない。(精神疾患、知的障害、依存症等) ☐ 性格の問題(衝動的、攻撃的、粘着質、依存的) ☐ 行政機関等からの援助に否定的、あるいは改善がみられない ☐ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独		緊急度 イエロー-2 「集中的支援」若しくは「防止のための保護の検討」 場合によっては分離を検討	
⑨ 家庭状況のリスク ☐ 長期にわたる虐待者・被害者間の不和の関係、虐待者・被害者の共依存関係 ☐ 虐待者が暴力の被害者、その他の家族・親族の無関心 ☐ 住環境(狭い、被虐待者の居室なし、非衛生、その他())		緊急度 イエロー-3 継続的・総合的援助 場合によっては一時分離を検討	
◆①が「あり」であって、②③④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討、①が「なし」であっても、④に該当すれば緊急分離を検討 ◆⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、若しくは集中的支援を検討 ◆②から⑦には該当項目がないが、⑧と⑨いずれかに該当する場合、リスク緩和のための集中的支援、場合によっては一時分離を検討 ◆⑨のみに該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要、場合によっては一時分離を検討			
○ 該当なし判定			

参考

以下 支援の中で適宜コアメンバー会議を行った結果を記載するもの

コアメンバー会議録・支援計画書		様	開催日：	年	月	日	()地域包括支援センター 担当者：	
利用者名：							出席者	
高齢者本人の 状況	<状況>						所属：	
							氏名：	
							氏名：	
							氏名：	
養護者の状況	<意向>						所属：	
							氏名：	
							氏名：	
							氏名：	
検討内容	<状況>						対応の方針	
			方針のためにやること、役割分担					何を
								誰が
								期間
			今後の対応・備考・特記					
		継続 ・ 終結						
		あり ・ 検討中 ・ なし						
<緊急性>								
		あり ・ 疑い ・ なし						
<虐待の見立て>								
鎌ヶ谷市高齢者支援課								

(2) 関係法規

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総 則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雑 則 (第二十六条—第二十八条)

第五章 罰 則 (第二十九条・第三十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせるこ

と。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並び

に養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上

知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応

じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員

又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、

速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養

介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。